

理事選考に関する細則

第1 条

1 理事は公募による立候補制を原則とし、選挙実施年度直前連続2年以上の会員歴を有し、かつ実施前年度までの会費を納入している正会員と、名誉会員・功労会員による選挙を行う。

第2 条

- 1 本学会は理事候補者資格審査委員会、及び理事選挙管理委員会を設ける。
- 2 理事の定員は15名以上20名以内とし、うち5名程度は理事長の推薦によって決定される。理事長推薦枠の理事については、地域、専門などを考慮して任命され、任期は推薦理事長の任期に準ずる。

本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

平成 27 年 10 月 10 日 制定

平成 28 年 12 月 27 日 一部改定